

さいたま市教育委員会告示第6号

さいたま市教育委員会会議定例会を次のとおり開催するので、さいたま市教育委員会会議規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第2号）第3条の規定により告示する。

令和7年4月17日

さいたま市教育委員会教育長 竹 居 秀 子

- 1 日時 令和7年4月24日（木） 午後2時00分
- 2 場所 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件

(1) 教育長の報告

- | | |
|-------|---|
| 報告第3号 | さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 報告第4号 | さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 報告第5号 | 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について |

(2) 議事

- | | |
|--------|---|
| 議案第22号 | さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第23号 | さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第24号 | さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について |

(3) その他

- 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
- 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について
- いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について